尾北支部　研修会（第３回）

会報委員　小関　正晃

日時　令和７年１２月１３日
　　午後３時３０分～午後５時１０分
場所　江南市　市民文化会館２階　美術工芸室
講師　愛北さとう合同登記事務所　佐藤　友泰　様
テーマ　盛土規正法と行政書士の実務対応　～制度理解から業務展開まで
参加者　２８人

尾北支部では、令和７年度第３回研修会を江南市民文化会館にて開催しました。

今回の研修は愛知県行政書士会・尾北支部の愛北さとう合同登記事務所の佐藤友泰先生を講師にお迎えし、盛り土規制法と行政書士の実務対応をテーマに盛土規制法の制度のお話から、佐藤先生が実際に受任した許可申請を参考に講義をして頂きました。

本許可制度は施行後間もない新しい許可であるため、各会員においても知識が少ない状態での研修会となり、参加者の中で受任経験のある先生はおりませんでした。その中で、佐藤先生が実際受任された案件を参考にさせて頂いた事から、申請書類のイメージを持ちやすく、大変分かり易い研修となりました。

盛土規正法が制度化された背景には令和３年７月に発生した静岡県熱海市の土石流災害の影響が大きく、全国的にも不適切な盛土による崩落が散見されております。

行政書士という職責において、本制度を熟知し、適切な許認可手続きを経た上で盛土工事を行う事が、地域社会の安全や人命の保護に資するものであると痛感しました。

今回の研修会をきっかけに、土地利用に関する許認可申請をやってみたいという会員も増え、尾北支部として新設された盛土規正法の許認可に対する知見を深められる、大変有意義な研修会となりました。